

衆議院島根県第1区選出議員補欠選挙

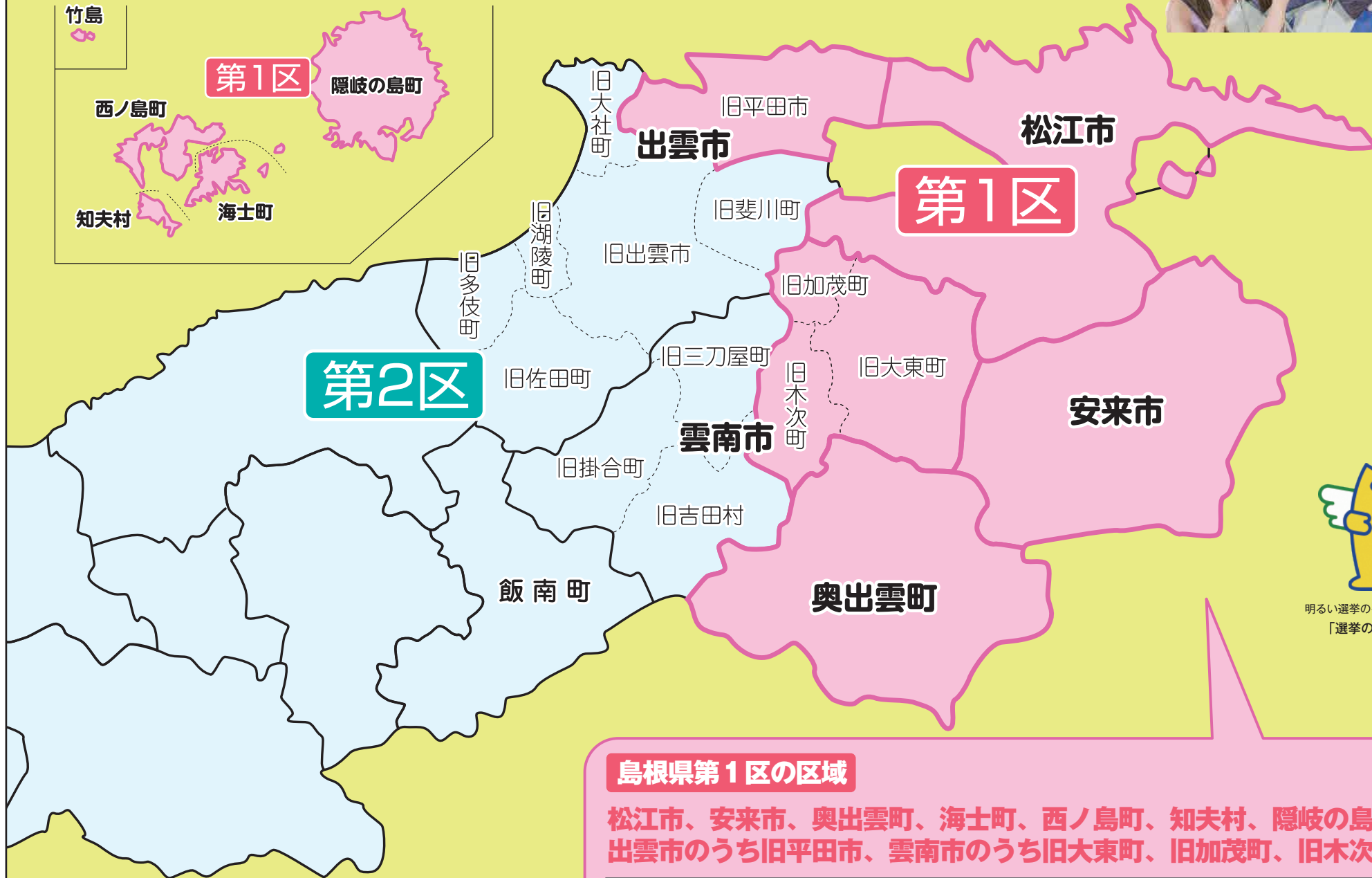
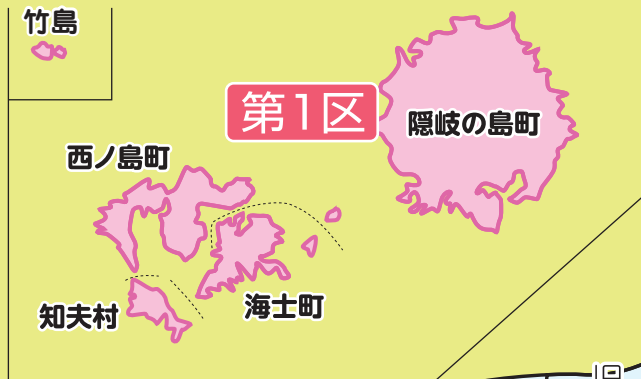
投票日

4月28日[日]

投票時間 午前7時から

(投票の終了時刻は、お住まいの市町村選挙管理委員会にお問い合わせください。)

島根県第1区で補欠選挙が行われます



明るい選挙のイメージキャラクター「選挙のめいすいくん」

島根県第1区の区域

松江市、安来市、奥出雲町、海士町、西ノ島町、知夫村、隠岐の島町
出雲市のうち旧平田市、雲南市のうち旧大東町、旧加茂町、旧木次町

令和4年11月に衆議院小選挙区の区割りが改定されましたが、新しい区割りは
次回の衆議院議員総選挙から適用され、今回の補欠選挙は、**従来の区割り**で行われます。

選挙の当日、投票所に行けない人は？

期日前投票制度

投票日に仕事や旅行、冠婚葬祭などの予定がある方は、選挙人名簿に登録されている市町村選挙管理委員会の期日前投票所で投票日前でも投票することができます。



期日前投票期間

4月17日(水)～4月27日(土)

受付時間／午前8:30～午後8:00 (土曜日・日曜日も受け付けています。)

※一部の期日前投票所では投票できる期間や時間が異なる場合があります。

※期日前投票所では、宣誓書の提出が必要です。

不在者投票制度

次の方は不在者投票ができます。

- 仕事や旅行などで選挙期間中、選挙人名簿登録地以外の市町村に滞在している方(事前に手続きが必要です。)
- 不在者投票ができる施設として指定を受けている病院や老人ホームに入院又は入所している方(病院長や老人ホームの長に申し出て下さい。)
- 身体障害者手帳又は戦傷病者手帳をお持ちで法令で定める重度の障がいがある方、介護保険の被保険者証に要介護5の記載がある方(郵便などによる不在者投票ができます。)



詳しくは、お住まいの市町村選挙管理委員会にお問い合わせください。

選挙は、私たち国民が政治に参加し、主権者としてその意思を政治に反映させることができる最も重要かつ基本的な機会です。選挙を通してよりよい暮らしや社会づくりに参加しましょう。

選挙に関する情報をインターネットでも提供しています。

島根県選挙管理委員会ホームページ
<https://www.pref.shimane.lg.jp/senkyo/>



SNS サイトでも
情報提供しています。

島根県選挙 検索



X (旧Twitter)

YouTube

Facebook